

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

別表第一（第一条関係）	
事項	基準
カドミウム及びその化合物、一・二―ジクロロエタン	略
シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	○・〇〇四mg/ℓ以下であること。
ジクロロメタン、フェノール類	略
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○・三mg/ℓ以下であること。
味、塩素酸	略

別表第一（第一条関係）	
事項	基準
カドミウム及びその化合物、一・二―ジクロロエタン	略
一・一―ジクロロエチレン	○・〇〇二mg/ℓ以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン	○・〇〇四mg/ℓ以下であること。
ジクロロメタン、フェノール類	略
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○・五mg/ℓ以下であること。
味、塩素酸	略

別表第二（第一条関係）

別表第二（第一条関係）

事項	カドミウム及びその化合物、一・二ジクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	ジクロロメタン、N,N-ジメチルアミン、エノール類
基準	略	○・○○四mg/l以下であること。	略

事項	カドミウム及びその化合物、一・二ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	ジクロロメタン、N,N-ジメチルアミン、エノール類
基準	略	○・○○二mg/l以下であること。	○・○○四mg/l以下であること。	略